

大阪府内の事業所で働く方に適用される 最低賃金

	時間額 (発効年月日)	適用の範囲	
大阪府最低賃金	819円 (平成25年10月18日)	大阪府内の産業で働くすべての方	
産 業	時間額 (発効年月日)	適用が除外される方	
塗 料 製 造 業	870円 (平成25年10月31日)	次の業務に主として従事する方 (1) ラベルはりの業務 (2) 手作業による空き缶及びびん等の取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務 (1) 18歳未満又は65歳以上の方 (2) 雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する方	
鉄 鋼 業	865円 (平成25年11月2日)		
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	850円 (平成25年10月31日)		
自動車・同附属品製造	848円 (平成25年11月30日)		
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	827円 (平成25年11月9日)		
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	826円 (平成25年12月1日)		
自動車小売業	838円 (平成25年11月30日)		
各種商品小売業 (衣、食、住にわたる商品を小売する事業所)	819円 大阪府最低賃金 (平成25年10月18日)	適用の範囲	備 考
		各種商品小売業で働くすべての方	裏面(注)参照

◎発効日当日の賃金から、上記の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
 ◎裏面もご参照ください。

大阪労働局

- | | | | |
|-------------|--------------|------------|--------------|
| 労働基準部賃金課 | 06-6949-6502 | 東大阪労働基準監督署 | 06-6723-3006 |
| 大阪中央労働基準監督署 | 06-6941-0451 | 岸和田労働基準監督署 | 072-431-3939 |
| 大阪南労働基準監督署 | 06-6653-5050 | 堺労働基準監督署 | 072-238-6361 |
| 天満労働基準監督署 | 06-6358-0261 | 羽曳野労働基準監督署 | 072-956-7161 |
| 大阪西労働基準監督署 | 06-6531-0801 | 北大阪労働基準監督署 | 072-845-1141 |
| 西野田労働基準監督署 | 06-6462-8101 | 泉大津労働基準監督署 | 0725-32-3888 |
| 淀川労働基準監督署 | 06-6350-3991 | 茨木労働基準監督署 | 072-622-6871 |

1

賃金は、実際に支払われる賃金から次の賃金を除いて最低賃金額以上とすることが必要です。

- (1) 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（ボーナスなど）
- (3) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (4) 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

2

最低賃金額は時間額で定められていますので、時間給以外（月給など）で支払われている場合は、時間額に換算して最低賃金額と比較する必要があります。

賃金の支払われ方による最低賃金額との比較方法は次のとおりです。

- (1) 時間給制の場合 ▶▶ 時間給 \geq 最低賃金額
- (2) 日給制の場合 ▶▶ 日給 \div 1 日の所定労働時間 \geq 最低賃金額
- (3) 月給制の場合 ▶▶ 月給 \div 1 か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額

3

最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法により無効となります。

4

最低賃金額未満の賃金を支払った場合は、罰則が適用されます。

(注) 地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。

最低賃金についてご不明の点がありましたら

大阪労働局労働基準部賃金課または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

大阪労働局では最低賃金を含めた各種情報をホームページに掲載しています。
URL : <http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

(平成25年11月)